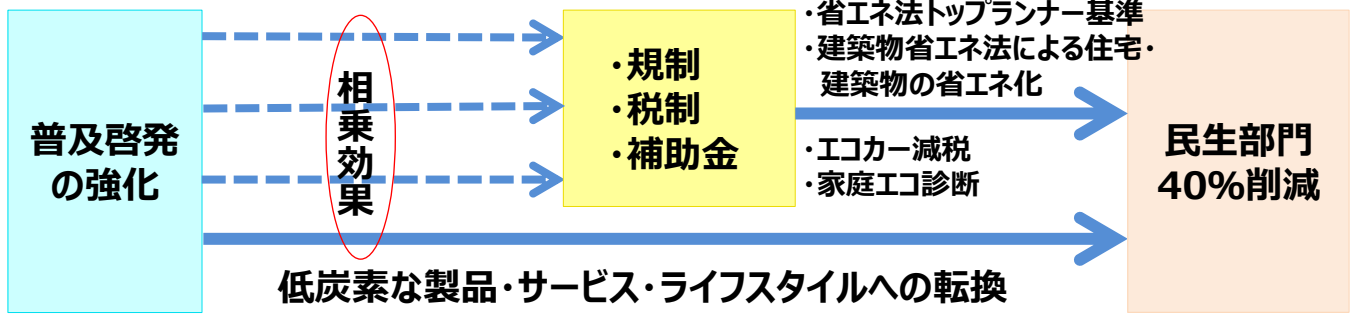


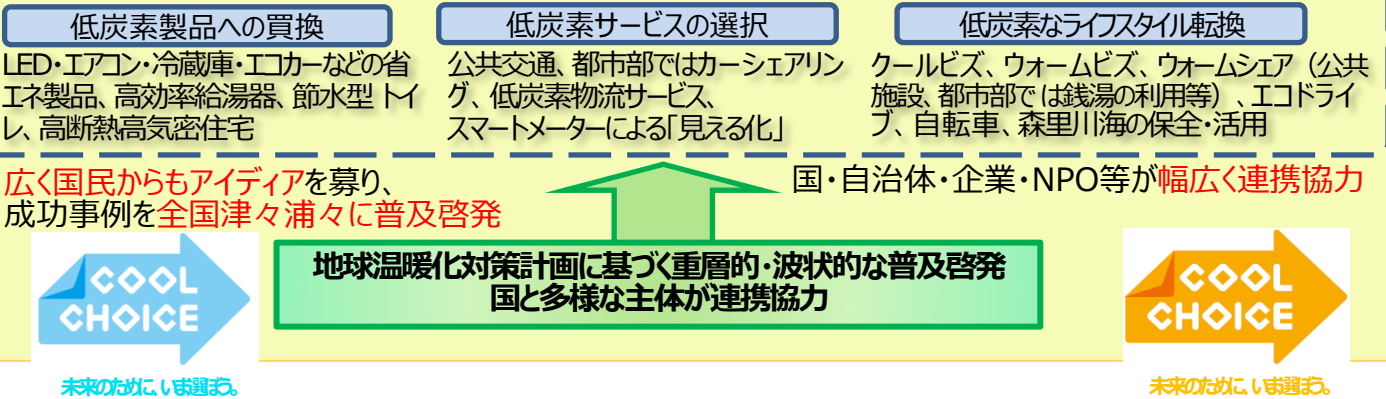
地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律案の概要

- ・**パリ協定の採択**を踏まえ、我が国の**2030年26%削減目標**達成のため、**民生部門（家庭・業務）は40%という大幅削減**が必要。
- ・そのため、「規制」「税制」「補助金」等の施策に加え、国民一人一人の意識の変革やライフスタイルの転換を図るための**普及啓発を抜本的に強化**する必要。
- ・このため、家庭・業務部門における**低炭素な「製品」「サービス」「ライフスタイル」の“賢い選択”**を促す**COOL CHOICE**を旗印に、**重層的・波動的な普及啓発活動を展開**していく。
- ・また、地球規模の排出削減に貢献する**国際協力**を通じた温暖化対策や、複数の地方自治体が広域的に連携して取り組む**地域レベルでの温暖化対策**もより一層推進していく。

民生部門（家庭・業務）等の地球温暖化対策の全体像



CO2削減の普及啓発強化のイメージ



改正する規定の内容

- 1. 国と様々な主体が連携協力した地球温暖化対策の推進に関する普及啓発の強化**
国民各界各層でのCO2削減の自主的取組を促す普及啓発の重要性に鑑み、地球温暖化対策計画に定める事項として地球温暖化対策の推進に関する普及啓発等を明記し、CO2削減の普及啓発を抜本的に強化する。
- 2. 国際協力を通じた地球温暖化対策の推進**
二国間クレジット制度（JCM）や様々な国際協力枠組など、地球規模での温室効果ガス削減に貢献する国際協力を通じた地球温暖化対策の推進に関する事項を、地球温暖化対策計画に定める事項に明記する。
- 3. 地域における温暖化対策の推進**
地域における地球温暖化対策をより効果的に推進するため、地方公共団体実行計画を共同して作成することができる旨を規定することにより、広域的対応を促進するとともに、計画における記載事項の例示として、都市機能の集約等を追加する等の改正を行う。
- 4. その他**
国際決定に基づき京都メカニズム関連の規定を整理。

① 国民運動の強化について（COOL CHOICEを旗印とするムーブメントづくり）

- 我が国の**26%削減目標達成**には、**民生部門（家庭・業務）4割などの大幅削減**が必要であり、規制・補助金・税制優遇による誘導だけでなく、**国民各界各層の意識と行動の変革**をお願いする必要がある。
- そのため、**温暖化対策計画の事項に、排出削減に関する普及啓発等を明記（法定）**し、**国民運動を抜本強化**。
- 温暖化への危機感**を共有し、**低炭素な「製品」「サービス」「ライフスタイル」の“賢い選択”（COOL CHOICE）**のメリットを伝え、行動につなげていく。

幅広い関係者とも連携・協力要請し、政府全体で取り組む

重層的・波状的な普及啓発

- 危機意識浸透のための効果的なコンテンツの作成
- 動画等の伝達手段の活用
- IPCCレポート・コミュニケーターによる出前授業
- 小・中・高校等での環境教育

- 家電量販店、小売店等と連携したLED・省エネ家電への買換え促進
- LED普及キャンペーン「あかり未来計画」
- 関係業界と連携した高効率給湯器、節水型トイレ、高断熱高気密住宅の新築・リフォームの促進
- 自販連、自工会等と連携したエコカーの販売促進

- 鉄道・バス業界等と連携し、公共交通の利用促進
- 関連企業と連携し、都市部でのカーシェアリングを促進
- 物流業界、ネット通販業界、コンビニ等と連携し、低炭素物流サービスの利用を促進

- 自治体、産業界、メディア、NPO等と連携し、クールビズ、ウォームビズ、ウォームシェア、エコドライブ等の普及イベント開催等の広報を実施

地球温暖化に関する危機意識の浸透

- 地球温暖化問題を身近に感じてもらうことにより、国民一人一人の自主的な行動を促す

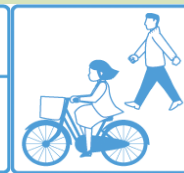
① 低炭素製品への買換

- LED・エアコン・冷蔵庫・エコカーなどの省エネ製品
- 高効率給湯器、節水型トイレ
- 高断熱高気密住宅の新築・リフォーム



② 低炭素サービスの選択

- 公共交通
- 都市部ではカーシェアリング
- 低炭素物流サービスの利用
- スマートメーターによる「見える化」



③ 低炭素なライフスタイル転換

- クールビズ、ウォームビズ
- ウォームシェア(公共施設、都市部では銭湯の利用等)
- エコドライブ、自転車の利用
- 森里川海の保全・活用

COOLBIZ WARBIZ



低炭素マーケットの拡大・創出



未来のために、いま選ぼう。

経済的(省エネ)で快適・健康的(室内環境、ヒートショック防止等)な、低炭素な暮らし

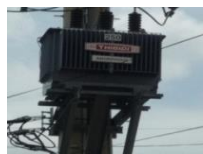
② 国際協力を通じた温暖化対策の推進

気温上昇を2度以内に抑えるとの共通目標に向け、世界全体の排出削減への国際協力が重要

- **パリ協定**では、世界共通の目標として、**気温上昇を2度より十分下方に抑える**（1.5℃に抑える努力を追求）こと、そのために、**今世紀後半に温室効果ガスの排出と吸収をバランス**させるよう急激に排出を削減することを明記。
- また、パリ協定では、緩和全般、**市場メカニズム（JCMを含む）の活用**、必要とする**途上国への**資金・技術移転・能力開発の**支援等の国際協力が規定**され、COP決定で地方自治体・民間事業者等の非政府主体の努力拡大を含む**あらゆるレベルの国際協力の重要性が強調**された。
- 我が国としても、**世界全体での抜本的な排出削減に貢献**すべく、「美しい星への行動2.0（ACE2.0）」を実施していく方針（平成27年12月22日地球温暖化対策推進本部決定）。
- 国内の排出削減対策はもとより、**二国間クレジット制度（JCM）**や様々な国際協力枠組みなど地球規模の排出削減に貢献する**国際協力の取組を、地球温暖化対策計画に定める事項に明記（法定）**し、一層強力に推進していく。

二国間

二国間クレジット制度（JCM）



高効率冷凍機(インドネシア) 高効率電力変圧器(ベトナム)

- 途上国への優れた低炭素技術等の普及を通じ、地球規模での温暖化対策に貢献するとともに、日本からの排出削減への貢献を適切に評価し、我が国の削減目標の達成に活用。
- 現在、インドネシア、ベトナム等の16か国と構築済。8件の登録プロジェクトを含む69件の資金支援事業、実証事業を実施中。

※我が国の約束草案における位置づけ
毎年度の予算の範囲内で行う日本政府の事業により**2030年度までの累積で5,000万から1億t-CO₂**の排出削減・吸収量が見込まれる。

二国間政策協調の推進



日仏環境協力覚書署名式

日米環境政策対話や日仏環境協力覚書等を通じ、先進国としての温暖化対策の協調。



インドネシアのコベネフィット技術実証施設

モンゴル、インドネシア、シンガポール、イラン等の途上国との環境政策対話や、専門家派遣を実施。

地域

日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）



三カ国の環境大臣が環境問題に関する対話を行い、協力関係を強化する会合。1999年より毎年開催し、本年は静岡で開催予定。

ASEAN+3環境大臣会合



持続可能な都市に関するモデル都市プログラムの支援等、ASEAN地域における環境分野での協力活動について議論。

多国間

- **G7・G20**等での多国間での議論を通じた国際的な世論喚起や**合意事項の積極的推進**。
- **OECD**等における**政策検討**への積極的参加と貢献。
- 国際再生可能エネルギー機関（**IRENA**）との協力による研修の実施等による**人材育成**への貢献

③ 地方自治体の地域レベルの温暖化対策の推進

地域の実情に応じた地方自治体の温暖化対策は、我が国の低炭素社会構築の重要な柱

【改正事項】地方公共団体の**温暖化対策の実行計画を、複数の地方公共団体が共同で策定**できる旨を規定。

← 地域の温暖化対策は、**区域をまたぐ公共交通**の利用促進や、**農村部の再エネの都市部での積極的な導入**など、**複数の地方自治体が広域的に連携して**取り組むことが有効。

【改正事項】実行計画の記載事項に、「**都市機能の集約**」「**低炭素な日常生活用品等の利用の促進**」を明記。

← 各種施設等を集約し、**公共交通等で移動できるコンパクトなまちづくり**が、地域のCO2排出の削減に有効。

← 「①国民運動の強化」の一環として、国と連携して、自治体が住民等に低炭素製品等の利用促進を促すことが有効。

＜例＞ 自治体をまたぐバイオマス資源の利用促進

財政力のある都市部の自治体が、住民から出資を募り、農村部の自治体と提携してバイオマス発電事業を立ち上げ、発電設備等の導入に出資を行い、電力の供給を受ける。

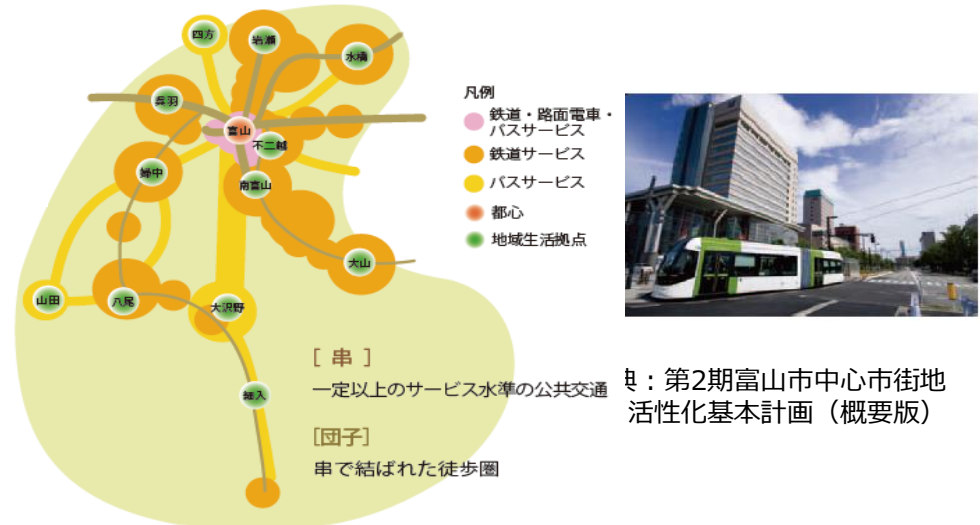


＜例＞ 都市機能の集約

公共交通の活性化や戸建から集合住宅への住み替えの推進等により、居住・商業・業務などの都市の諸機能の集積を行う。

例：富山市が目指す「団子と串」の都市構造

「串＝公共交通」で「団子＝徒歩圏（地域の生活拠点）」をつなげることで自動車を利用しなくても日常生活に必要な機能を利用出来るまちづくり



※：第2期富山市中心市街地活性化基本計画（概要版）